

(第九部)

第一回 參議院農林委員會會議錄第三十八号

(六三九)

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分経費の金額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とするに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願

(第十七號)

- 主食需給計畫の根本的改革に関する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五號)
- 蠶繭の増産に關する陳情(第一百五十五號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第一百六十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百九十九號)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 養用人參試驗場設置に關する請願(第六十六號)

(米價改訂に關する陳情(第一百二十八號))

- 民有林野制度の確立に關する陳情(第三十號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第三十一號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第四十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十號)
- 運配主食の價格に關する陳情(第五十二號)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道でん卒糖業の保護政策確立に關する請願(第一百二號)
- 新炭の價格に關する陳情(第一百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百六十五號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第一百七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百八十七號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百八十八號)

(農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號))

- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百九號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十號)
- 米穀地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣小馬牧村外三ヶ村のかん漚用水路に關する請願(第二百二十一號)
- 蒜山實習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米穀需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)
- 農業保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)

(農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號))

- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制廢止に關する請願(第二百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第二百七十七號)
- 群馬縣補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第二百八十三號)
- 十勝種馬育成所用地開放に關する請願(第二百八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 動労大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)
- 農村指導機關開設に關する陳情(第二百九十四號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十九號)

第九部

農林委員會會議錄第三十八号 昭和二十二年十二月六日【參議院】

- 農林會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百三十七號）
- 臨時農林生產調整法案（內閣送付）
- 小阪部川貯水池改良事業を國營とするに關する請願（第二百七十七號）
- 旭川合同用水工事促進等に關する請願（第二百九十九號）
- 農地改革促進に關する請願（第二百三十三號）
- 東京都内の食糧配給に關する請願（第三百七十七號）
- 農林會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百三十三號）
- 種卵及びひなの價格撤發並びに養鶏用飼料増配に關する陳情（第三百十八號）
- 農林會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百十九號）
- 農林會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百二十五號）
- 開拓資金増額に關する陳情（第三百三十號）
- 農地法による山林開墾行過是正に關する陳情（第三百三十二號）
- 農作物の（榮養週期栽培法）の普及實施に關する陳情（第三百三十五號）
- 千葉縣長生部茂原乾商所の設備を縣農林會に還元することに關する陳情（第三百三十七號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第三百四十二號）
- 三方原揚水事業に關する陳情（第三百四十五號）
- 富士山ろく開墾農林用水事業促進に關する陳情（第三百四十九號）
- こうじ類の一般製造に關する請願（第二百四十六號）
- 茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願（第二百四十八號）
- 茨城縣下のかん害對策助成に關する請願（第二百七十六號）
- 大池用水幹線改良に關する請願（第二百九十九號）
- 主食配給に關する陳情（第三百六十號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第三百七十八號）
- 農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情（第三百八十號）
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情（第三百八十七號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第三百九十號）
- 農林會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百九十二號）
- 農林會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百九十三號）
- 食糧緊急對策に關する陳情（第三百九十九號）
- 農林協同組合獨立強化に關する陳情（第四百號）
- 農林協同組合法案の一部を削除することに關する請願（第二百九十七號）
- 日光都市に對する自作農創設特別措置法の實施延期に關する請願（第三百十六號）
- 熱海觀光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願（第三百二十四號）
- 森林治水並びに災害防止林造成事業擴充強化に關する請願（第三百三十號）
- 民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願（第三百三十五號）
- 鹿兒島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願（第三百三十六號）
- 擇選製造事業を森林組合に許可することに關する請願（第三百三十七號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第四百十七號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第四百二十四號）
- 昌知沼干拓計畫反對に關する陳情（第四百二十六號）
- 福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國營することに關する陳情（第四百三十六號）
- 村指導機關開設に關する陳情（第四百三十八號）
- 主食の均てん配給に關する陳情（第四百四十號）
- 新發田市河町廣練兵場拂下げに關する陳情（第四百四十一號）
- 食料品關係の公團制反對に關する陳情（第四百四十九號）
- 農地開發營團の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情（第四百五十號）
- 民有未墾地買收計畫の樹立その他に關する陳情（第四百五十二號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第四百五十四號）
- 昌知沼干拓計畫反對に關する陳情（第四百五十五號）
- 東京都内の薪炭増配に關する陳情（第四百六十號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第四百六十八號）
- 元御料林拂上げに關する陳情（第四百七十號）
- 植林用苗木無償配付に關する請願（第四百一號）
- 適地開拓に關する請願（第四百二號）
- 北海道農林試驗場復興助成に關する請願（第四百七號）
- 釧路干拓事業實現促進に關する請願（第四百二十號）
- ビール麥栽培獎勵に關する請願（第四百二十五號）
- 農林協同組合法案の制定その他に關する陳情（第四百八十二號）
- 薪炭生産者價格等に關する陳情（第四百八十三號）
- 鹿兒島縣薩摩郡内のかん害救済に關する陳情（第四百八十六號）
- 農林保險制度の擴充強化に關する陳情（第四百九十一號）
- 農地委員會費國庫補助増額に關する陳情（第四百九十九號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第五百一號）
- 水害林業對策に關する陳情（第五百十一號）
- 米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情（第五百二十三號）
- 農林協同組合法案その他に關する陳情（第五百二十四號）
- 就馬法の改正に關する陳情（第五百二十五號）
- 適正米價決定に關する陳情（第五百二十六號）
- 薩摩沿岸干拓事業實現促進に關する陳情（第五百二十八號）
- 千葉縣下のかん害復舊助成に關する陳情（第五百二十九號）
- 農林協同組合法案に關する陳情（第五百三十四號）
- 食料配給公團制反對に關する陳情（第五百三十八號）
- 食料配給公團制反對に關する陳情（第五百四十一號）
- 農林保險法の改正に關する陳情（第五百四十四號）
- 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案（內閣提出、衆議院送付）
- 緊急食糧需給に關する特別措置法案（衆議院送付）
- 農地調整法の一部を改正する法律案（內閣提出、衆議院送付）
- 林業關係水害復舊費國庫補助引上げその他に關する請願（第四百五十號）
- 農林協同組合法案の一部を削除することに關する請願（第四百五十二號）
- 纖維産業從業者に對する加配米及び物資配給に關する請願（第四百六十三號）
- 山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止對策に關する請願（第四百七十二號）
- 山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願（第四百八十號）
- 農地制度改革等に關する請願（第四百八十一號）
- 食料配給公團制反對に關する陳情（第五百四十六號）
- 食料配給公團制反對に關する陳情（第五百五十一號）
- あひる飼育事業の擴充強化に關する陳情（第五百五十四號）
- 緊急開拓事業費の増額に關する陳情（第五百六十九號）
- 水害緊急對策費用建築資材の配給に關する陳情（第五百七十號）
- 大和平野東南部用水改良事業費豫算増額に關する陳情（第五百七十一號）
- 農地制度改革に關する陳情（第五百七十二號）
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情（第五百七十三號）
- 農林協同組合法案中に對策を明記することに關する陳情（第五百七十四號）
- 埼玉縣入間郡民有林開拓反對に關する請願（第四百八十八號）

- 埼玉縣下水害町村の農業會助成に關する請願(第四百九十四號)
- 和歌山縣のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第四百九十六號)
- 奈良縣のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百號)
- 愛知縣のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百一號)
- 大阪府のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二號)
- 京都府のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百六號)
- 淀川右岸排水改良事業費國庫補助に關する請願(第五百十三號)
- 愛知縣のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百十四號)
- 土地改良事業の繰繰施行に關する請願(第五百十五號)
- 農業災害補償法施行に關する請願(第五百十七號)
- 滋賀縣甲賀郡外一部のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二十一號)
- 三重縣のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二十二號)
- 小倉市曾根地先干拓實現に關する請願(第五百二十七號)
- 造林苗は用地確保に關する請願(第五百三十四號)
- 岐阜縣下のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第五百七十六號)
- 鐵馬法の改正に關する陳情(第五百七十七號)
- 食料配給公團反對に關する陳情(第五百七十八號)
- 土地改良事業繰繰施行に關する陳情(第五百八十二號)
- 農地調整法令の改正等に關する陳情(第五百八十三號)
- 兵庫縣下の耕地水害復舊費國庫補助に關する請願(第五百四十三號)
- 埼玉縣下の水害復舊耕地事業費國庫補助に關する請願(第五百五十三號)
- 岩手山ろくろの國營開闢及び岩手種苗牧場の擴充強化に關する請願(第五百六十號)
- 民有林施業案糾成國庫補助増額に關する請願(第五百六十五號)
- 樟樹製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第五百六十六號)
- 三化蠶繭除害費國庫補助に關する請願(第五百六十九號)
- 薪炭緊急確保に關する請願(第五百八十一號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百八十七號)
- 兵庫縣下の耕地水害復舊費國庫補助に關する請願(第五百八十八號)
- 千葉縣下のかん青應急對策費國庫補助に關する陳情(第五百九十號)
- 京都府のかん青應急對策費國庫補助に關する陳情(第六百四號)
- 自作農創設特別措置法中一部改正法律案の修正に關する請願(第六百號)
- 岐阜縣下のかん青應急對策費國庫補助に關する請願(第六百一號)
- 技術者指導費國庫補助増額等に關する請願(第六百四號)
- 勝尾寺川用水改良事業費國庫補助に關する請願(第六百五十五號)
- アイヌ民族所有農地に關する請願(第六百七十七號)
- 技術者指導費國庫補助増額等に關する請願(第六百七十三號)
- 國有林の地方移譲に關する請願(第六百三十三號)
- 食料配給公團反對に關する陳情(第六百三十二號)

○三重縣下のかん青應急對策費國庫補助に關する陳情(第六百十七號)

○農業生産調整法案に關する陳情(第六百二十號)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○對農林部特別會計の廢止に關する陳情(第五百九十七號)

○北海道留別支廳管内の舊御料林拂下げに關する陳情(第六百二號)

昭和二十二年十二月六日(土曜日)午後一時五十分開會

本日會議に付した事件

- 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案
- 農地調整法の一部を改正する法律案
- 食料品配給公團法案
- 油糧配給公團法案
- 飼料配給公團法案
- 食糧管理法の一部を改正する法律案
- 委員(補見義男君) それでは委員會議を開いたします。自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案、及び農地調整法の一部を改正する法律案を議題にいたしまして、只今から採決に入りたいと思ひます。この案は、自作農創設特別措置法の方は衆議院で一部修正をして参つております。この兩案を一括議題に供しまして衆議院の修正案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いいたします。

(起立者多数)

○委員長(補見義男君) 多数と認めます。仍て多数を以てこの兩案は可決されました。尙多数意見者の署名、或いは委員長報告に對する御了承を頂きまことに、前例通りどうぞよろしくお願いいたします。

(多數意見者署名)

○委員長(補見義男君) それから只今から引續きまして公團法案、公團法案は三つござりますが、それと食糧管理法の一部を改正する法律案、この内容は、同じく食糧配給公團に關するものでござりますが、これらについて質疑を續けたいと思ひます。今日お見えになつておりますのは、食糧配給公團關係では食糧管理局長、それから飼料配給公團關係では畜産局長、それから食料品及び油糧配給公團關係では食品局長がお見えになつております。農林事務次官がお見えになつておりますから、どうぞ御質疑をやつて頂きたいと思ひます。ちよつと速記を止めて……

(速記中止)

○委員長(補見義男君) 速記を始めて。理事(木下源吉君) 速記を始めて。○板野勝次君 次官にお尋ねいたしますが、今度の食糧管理法の改正の中の食糧公團の問題を始め、一連のこの公團方式を見ますのに、少しも民主的な要素がない。獨占禁止法でいろいろなもの公團に變つて来るけれども、それはそのまま官僚機構の中に盛り込まれて行つて、そして從來でもいろいろな配給機關が官僚化して来る弊害と、そういう世間の指揮というものが相當あつたのに、今度は官僚機構の中に一切收めてしまつて、而も經濟安定本部總務長官が定むる基本計策に基いて、一切やつてしまふ。それでは何ら人民の意思と申しますか、民主的な意思が少しもその作られようとする政府の計畫の中に持つて行く途がない。これは食糧の供出制度の場合におきましても、今度の臨時農業生産調整法案の中にも現れて来て、どこにも食糧の集荷配給の面を通じて、民主化の點が少しも見ることができない。官僚機構をます、強めて行くと、こういうふうに公團の方向には、その點が強く見られるので、従つてこれでは重要な主食を始めその他の配給も、この官僚的な公團方式では、決してうまくは……今日以上に悪い事態になるのではないかと……以上が、非常な危惧されるわけでありますが、政府においては、今以上に、この公團に變えることによつて、官僚機構一點張り、よりよく行き得る自信があるかどうか、そういう點を一つ伺いたいと思ひます。

それからいま一つは、集荷の問題ですが、農業會が團體になりますと、いうことになると思ひますが、そういうふうな規定が、この中に盛り込まれていないように思ひますが、その點に對する處置を、或いは現行の施行令とか施行細則等を改正される用意を持つておられるかと思ひます。その點が分りませんので、これは附帶的に伺つておきます。

○政府委員(笹山茂太郎君) 公團の方式によるところの配給統制の問題であります。これは官僚的というふうな御批判もありましたが、實際少い物資を全國的に公平に、而も適正な價格で配給するといふような場合におきましては、全國的なこつぱ組織によらなければならぬことは、これは御承知の通りであらうと思ひます。たゞこれが適當につきましては、全國的な面

に互つて操作をしなければならん關係上、それらは中央の、安定本部、そういったところで基本計畫を定めて、そして實施しなければ、個々の團體或いは個々の意見をそのまま反映するといふことでは、全國的な公平な分配ができかねると思ひます。これは實際の問題につきましても、民意を十分尊重して参りたいと思ひるのでございます。従ひまして、公團の運営等につきましても、すでに本年安定本部訓令にありましたように、産業の統制をする半面におきまして、これらの運営につきましても、廣く知識或いは經驗者を活用して参るといふような考の下に、諮問委員會を設置するといふような制度も布かれておるのでございます。従つて、重要物資統制令によりましますところの物資の統制、そういった問題に關聯しましては、安本で基本計畫を立てる場合におきまして、或いはその實施面に當りまして、よく民意を反映させることの一つの方法といふものを考へておるのでございますから、これらの運用によつて十分各方面の御意見なり或いはお考をそこに反映させて参ることはできるだらうと私は信じておる次第でございます。

尙臨時農業生産調整法の問題でございますが、これは我々の考へ方からすれば、今までの供出制度からこれはあまりにも一方的であつたといふような考が從來からありますので、でき得るならば農民の創意工夫を供出制度の方に織り込みたい。こういう考の下に出ておるのでございます。従ひまして運営につきましても、すでに御承知の通り農業調整委員會と水産調整委員會、そういったものがありますので、

これらの運営によつて、十分に地方の事情をそれらの委員會に反映して参ることができると思ひます。それらの考があらましますので、この公團という方式によつてやること、現在の段階としましては、從來よりは比較的適正に行く面も相當あるだらうと思ひます。又公團方式によらなければならぬという實際論の問題につきましても、獨占禁止法その他の關係、經濟全般の制度とも關聯して、かような制度を執らなければならぬといふような事情があるのだと思ひます。

尙第二の問題の食糧の集荷の方面でございますが、これはこの法律そのものには詳しく書いてありませんけれども、他の法令と他の施行令、政令、或いは規則の方面で以てこの點を十分裏付けて参りたいと思ひるのでございます。○板野勝次君 只今次官の説明では民意の尊重といふことを強調されたやうで、この點は同感でございますが、民意の尊重といふことは同感であつても、この法文の中に民意の尊重をなし得るところの形態がなければ一片の抽象的なお世辭に終つてしまふのではなかつたかと思ひます。

運営の問題として廣く人を集めて行き、更に諮問委員會等が作られるといふのであるならば、この改正案の中にそのごとき機構を以て、そして民意の尊重を具體的に示して行くといふところが私は最も大切ではないかと思ひます。ところがこの條項をこの改正案の中のどこにも見出すことができない。それでは民意の尊重が果して實踐されるのか、他の方法によつてやられても、何時その尊重が阻まれるかといふことが約束されてないので、只今の民意の尊重の御意見ならば、そのどこかに民意の尊重をなし得るところの機構を具體的に現わして貰いたい。この點が一つ、それから民意尊重の一つとして諮問委員會等ができれば成るほど結構なやうでございますが、併しそれは諮問機關として、お座なりに尋ねられたことに對して答申するのではなく、眞の意味で人民全體が一つの法律的に規定された機構として出て行つて、そして人民全體の意思を代表して、その是非について問題が決定される。そういう責任を民間側から出て行つた者が持たなければ、なんにもならないと思ひます。従つて第一の問題に次ぐ第二の問題としては、この諮問委員會等のことではうまい行かないと思ひます。従つて本文の中に盛る際に、もつと何と申しまするか、例えば農民の組織、これは食糧の供出をしてる立場から見ても、耕作農民の代表者が出て行き、更に都市の労働者の意見が反映されて行くと共に、一般の市民生活、この消費から代表者が出た。政府が行うところの食糧の計量配給等の問題について十分管理するところの形態が必要じやないか。これに對する見解を承つて置きたいと思ひます。

十分民意の反映ができるだらうと思ひます。尙行政面全體に互つて、その生産者の代表とか、或いは消費者の代表、それらが全部行政の責任者になるといふやうな形態の下では、これは許されないことだらうと思ひます。○板野勝次君 私などが今回提案されておるところの四つの公團を審議するのについては、すでに實施されておるところの飼料公團の成績がどうであるかといふことをお伺ひした上で、検討した方がよいと思ひのであります。飼料公團に對する成績を御説明をお願いしたいと思ひのであります。私の知り得た範圍内においては、飼料公團になつたために、職員が數倍、手数料が數倍になり、且その取扱が非常に濫用して、農家が困つておるといふやうな状況であるのであります。これは私の調査が間違ひであつて、政府當局の調査ではそれと反對になつておるのであるかどうか、お伺ひしたいと思ひのであります。次に食糧公團の方は存立時期が二十四年三月三十一日まで、残りの公團は二十三年の三月三十一日までとなつておりますが、こういうやうな短期間の公團を年々作つて、果して經營できるのかどうか、食糧品、飼料、衣料の公團は設立の手續を済ましたならば、直ちに解散しなかつたやうでござい。又これに採用されることのある役員は、すべて從來關係しておるところの方面から手を引かなくちゃできない。こういうふうなことに果して適當な人が得られるといふお考であるかどうか、お伺ひしたいと思ひのであります。○政府委員(笹山茂太郎君) 飼料公團の實績につきましては、数字的な資料は只今持合せておりませんが、私としては、只今までの飼料公團の運営について、實は注意を拂つて来たのでございますが、お話のことは職員が倍になつておるといふことは、從來の飼料統制會社時代の或いは職員だけについてはさうなこともいえるかと思ひのでございますけれども、飼料公團の運営の實際は從來の飼料統制會社のやつておつた仕事の外に、從來の縣農會、その他の會の農會團體が行なつておつたやうな仕事も含めて、實際擔當しておるやうな状況でございます。従ひまして縣農會の段階までの仕事をこの飼料公團が行うといふことになりましますといふと、從來の會社時代の人よりは、當然が餘計要するのでございまして、それらの關係から若干の増員があつたわけでございます。又手数料等につきましても、實はこれは肥料公團が取扱うやうになつてから肥料の値段が相當の値上がありました。さうな關係があつたかと思ひのでございますが、實質的にパーセンテージにおいて上つておつたかどうかにつきましては、よく資料を調べましてお答え申し上げたいと思ひのでございます。尙事務の運営でございますが、これはこの間或る種の肥料を關係方面の御指示によりまして二十四時間内に配給するといふやうな命令があつたのでございます。私はさうな短期間において全國的にさういふ緊急な措置がとりうるかどうか、非常に心配したのでございまして、各地からの電報の回答によりまして、二十四時間内にそれらの事務が完了したといふ報告を

會...
時その...
るよう...
C政府委員(佐山茂太郎君) 佐山茂太郎君

開いたのであります。従いましてこう
いうような緊急な場合におきまして、
短時間に事務が處理し得るという状況
にあることを考えますというところ、決し
て事務が滞滞してゐるというところは考
えられないのでございます。勿論輸送
その他の關係につきまして、豫定の通
りに肥料が入つて来ないというような
面から、肥料が農民の手に渡ることが
遅かつたというところはあるかも知れま
せんが、それは私共としまして十分注
意しておるのでございますが、肥料公
園のようになつたからという原因では
多分なからうではないか。こういうふ
うに考へておるのでございます。

尙公園の存続の期間でございますが
法文にありまして通り、いずれの公園も
極めて短期間でございまして。併しなが
らこれは將來の豫定し得るところの
状態を基礎にいたしておるのでござい
まして、今後それらの物資關係につき
まして、これらの公園によるところの
統制が今後必要であるというような場
合におきましては、この存続期間を又
國會にお諮りしてその都度改めて参
る。まあこういうふうなやり方をして
行きたいと思ひます。公園そのものは
決して恒久的なものではありません
で、結局暫定的なものであることは、
これはその通りでございますけれども、
も、期間の存続關係につきましては、
將來の必要性に應じまして適當に伸縮
して参りたい。かように考へておりま
す。

す。それと同じようにこの農林委員會
でも、大體この問題に對しては全く必
要がないというふうな意向が多いので
あつて、私共は少くとも民衆を對象と
して行くこの制度に對して、果して興
論がどうか、いわゆるこの需要者の
方はどうか、といふのでその興論を欲
しいと思つておつたのであります。が、
たゞ／＼宮城縣におきまして、この方
法に對して果して需要者がこれに對し
て公園方式で行つた方がいゝか、その
他の方式で行つた方がいゝか、といふこ
との興論調査をしたところが、委員長
までその資料を出してありますが、全
部が殆ど反對であつて、而も官吏がこ
れをやるというところについては、一人
の賛成者もなかつたのであります。先
程の御説明によりまして今の機構に對
してはどうか知らんけれども、官吏が
この方式によつてやる場合には、最も
公平に配給が行われるのだというこ
とであります。現在の制度でやつてお
るのが果して不公平にやつておるのか
どうか、私共はその資料が欲しいとい
ふ。さう思ふのであります。又この獨占禁
止法による關係で、この方式を採らざ
るを得ないというふうな説明がござい
ました。果して經濟獨占的な仕事を今
の組織にさしておるかどうか、この問
題であります。それから今の、人を一
人も用いないでは、恐らくこの大きな
仕事をできない。そのときに今の從業
員その他の係員を官吏という名前に置
き換えて、果してこれが今よりもより
いゝ效果を得られるかどうか。私はこ
れを心配したのであつて、今ではやは
りその仕事にタッチする人は時間が
來てもその仕事を終えない中は歸れな
い。朝早く來て、とに角皆の口々に間

合うように送るといつたような、熱意
を以てやつておる配給所の有様を私は
それ／＼の巷において見ておるのであ
るが、これが官吏意識になつた場合
に、今さらこちらにあるように定時
間出勤、定時間退勤というふうな方式
でやられたならば、人間はどうなる
か、これはもつと／＼國民の創意工夫
を各面に活かして行きたい。それでな
ければ能率が擧がらん。そこでこのよ
うな、先程板野さんが言われた通りの
考より持てないようなこの職種に對し
て私共は心配いたしておりますが、官
吏になつて今よりも能率を擧げて行か
れるかどうかといふことであります。
もう一つは期間がないのに、このよう
な大きな、人の生命を預かるような大
きな仕事をやるのに、果して一年や二
年にこの適材を得られるかどうかとい
ふことも非常に心配でありまして、お
話によればこのような仕事を離れて他
の仕事に行こうという有様、今は或る
程度副業をやつてこの仕事をやつて
おる人もありますが、さういふ人は非
常に少額の給與によつてやつておるの
だが、これが官吏となつて、官吏の規
定に支配された場合に、間に合わない
から出て行くといふことで、多くの體
験、經驗者を失ふ。こういうことも心
配であります。もう一つお伺いいたし
たいのは、實は炭のプール制によつて
私は知つておるのであるが、全國一本
でやつたがために、この生産意欲を非
常に減じたのであります。そこでこれ
は各地區の獨立採算制をとつてそれぞ
れ働く人に慾を有たせるといつたよう
なことにいつてお考があるかどうか、
この點についてお伺いしたいと思つて
あります。

○政府委員(佐山茂太郎君) 官吏に置
き換えてうまく行くかどうかというお
尋ねでございますが、これは官吏と言
いまして、實際に配給所におります
方はこれは一つの現業員でございます
して、四時になつたから歸るとい
ふような性質のものでございませ
ん。従いましてこの運用につきまして
は、十分その努力が酬られるような
待遇方法を講じまして、さうして家庭
の方に御迷惑をかけて行かないとい
うようなことでなければいかんと思つて
おります。それらの運用につきまして
は、普通の官吏と全然同じように考へ
て行くといふわけには参りませんで、
それらに即したようにやはり待遇なり
身分といふものを考へて行かなければ
ならぬといふように思つて行きたいま
す。なか／＼かような際に適材が得ら
れないといふ點の御心配。これは御尤
もだらうと思つてございまして。私共
としまして、できるだけ從來の待遇
を尊重しまして、さうしてこの公願運
営について皆さんの御協力をお願いす
るようになつて参りたいと思つてあ
ります。それらに關聯しまして、待遇
の問題がやはり關聯して来るのであ
ります。先程申し上げたように十分こ
れらの人が働けるように、一つ待遇の
點について考へて行きたい。尚プールの
制の問題から各地の採算獨立制とい
ふものを考へたかどうかといふような
尋ねでありましたが、これは全國的な
一つの公園でございまして、又そ
れらの採算關係につきまして、そ
れぞれの地方におきまして、獨立な關
係を取ることは、ものによつてはよい
場合もあるけれども、大部分につきま
しては相當困るのではないかとと思つて
おります。この公園を全國的に設ける
所以の一つも、業務全體を全國プール
において經營するといふことの一つの

意圖もあるのでございますので、ただ
地方の人たちが働く場合におきまし
て、十分働けるという環境を作るこ
とは、これは十分考へて行かなければ
ならぬと思ひます。さういふ考でござ
いまして、今直ちに各地に獨立採算制
を採るといふようなことは、これは私
共としてでかかぬ問題でございま
す。

○理事(木下源吉君) ちよつと御報告
します。今職工業委員會で速記が必要
でありますので、これで散會すること
にいたします。

午後二時三十二分散會
出席者は左の通り。
理事 楠見 義男君
委員 木下 源吉君
高橋 啓君
太田 敏兄君
門田 定蔵君
羽生 三七君
北村 一男君
西山 龜七君
平沼 彌太郎君
岩木 哲夫君
木村 三郎君
小杉 繁安君
佐々木 龍藏君
竹中 七郎君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村 文四郎君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村 貞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
佐山 茂太郎君
片柳 貞吉君

政府委員 農林次官 佐山茂太郎君
農林事務官(食糧管理局長官) 片柳 貞吉君

昭和二十三年五月二十一日印刷

昭和二十三年五月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局